域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の２第１項第15号、信用金庫法第54条の21第１項第５号又は協同組合による金融事業に関する法律第４条の２第１項第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。	
［(2)・(3)　略］	［(2)・(3)　同左］
(4)　「特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」の記載に当たっては、例えば、特定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。	(4)　「被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」の記載にあたっては、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
(5)　「その他の地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。	(5)　「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
４．職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項 特別関係協同組織金融機関等における１人以上の独立員外監事（法第34条の９の14第１項第２号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む２人以上の員外監事の選任に関する事項について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。	［加える。］
(1)　２人以上の員外監事（第３条第２項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において、１人以上の独立員外監事を含む２人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がいない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。	
(2)　２人以上の員外監事がいるが独立員外監事がいない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。	
５．第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針 特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について、それぞれ具体的に記載すること。	４．第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針 特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について、それぞれ具体的に記載すること。
６．～８．　［略］	５．～７．　［同左］
９．法第34条の９の14第１項の規定により適用する法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針 配当に対する方針を記載すること。	８．法附則第22条第１項の規定により法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針 配当に対する方針を記載すること。
10.　［略］	９．　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。